

平成 30 年 10 月

遊佐町農業委員会第 7 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 10 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 25 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男		
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
		14	菅原 善悦			16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
8	菅原 寛志	13	荒生あや子	15	佐藤 重一		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一					北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 10 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰副委員長よりお願いします。 (11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立して おります。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で 2 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご 挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。 稲刈も終わりましたが、今年の米の収量はあまり良くないようで、内陸 の方の状況を聞いてみますと、はえぬきで 9 俵くらいで、つや姫で 7.5 俵 とっておりました。遊佐を含む庄内地区では、はえぬきで 8~9 俵、ひ とめぼれで 7.5 俵、つや姫で 5~6 俵と聞いております。 毎年、自然との闘いでありますけれども、近年これほど悪いことはなか ったと思います。今年に関しては、共済の方が該当になるとと思いますが、 法人に入っている農家の組合員の方については、かなり厳しいのかなと思 います。来月あたり、その報告があるのかなと思っております。 それから、今月に入ってから収入保険の申請が始まりました。収入保険 は青申をやっている人が対象ということで、ナラシの方は今までどおりの ようであります。2 つの中でどちらを選ぶかということでもありますけれど も、今までは 30a 以上の農家は必ず共済に加入しなければならなかったわ けですが、来年からは任意ですので、厳しい選択になりそうです。 今日、昼にテレビを見ておりましたら、吹浦のアマハゲがユネスコ無形 文化遺産代表一覧表への記載についての関係について出ておりました。吉 村知事と時田町長が出ておりました。吹浦のアマハゲは結構有名だと思っ ております。 それでは、今日、総会に提出されました案件の慎重審議よろしくお願 いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定によ り、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署 名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ご ざいませんか。 〈異議なしの声〉 では 3 番渡会健委員、4 番鈴木一弥委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に 基づき進行いたします。 はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項1.農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計9件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は1頁をご覧ください。</p> <p>番号39 計18筆、37,389㎡</p> <p>番号40 計3筆、7,356㎡</p> <p>番号41 計6筆、6,765㎡</p> <p>番号42 計28筆、29,188.98㎡</p> <p>番号43 計4筆、3,686㎡</p> <p>番号44 計8筆、15,745㎡</p> <p>番号45 計7筆、19,829㎡</p> <p>番号46 計15筆、10,251㎡</p> <p>番号47 計8筆、2,814㎡</p> <p>以上9件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項2.農地法第18条第6項の規定による通知受理について、農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前6ヶ月以内に成立した合意解約が書面で明らかのため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号11 計9筆、21,245㎡</p> <p>解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第25号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号7、8ともに交換による所有権移転申請となります。</p> <p>番号7 計2筆、1,267㎡</p> <p>番号8 計1筆、1,124㎡</p> <p>現地調査は、今野委員より行っていただきましたので、このあと現地調査報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは番号7、8について、9番今野一彦委員より、現地調査の報告を

	<p>お願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>10 月 7 日に現地調査に行ってきました。 畑なんですけど、それぞれ、ワラビ、銀杏、柿が作付されていました。 どの畑もきれいに管理されていました。双方の方とお話しして、これからはきちんと管理していくそうです。 先代が口約束で交換を行って、今回きちんと申請して登記を取るという案件です。問題はないと判断してきました。 以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 25 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 25 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(2)利用権設定の再設定が 2 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 (2)利用権設定 番号 37、38 とともに同一人と再設定です。 また、期間は 5 年間となっております。 番号 37 計 8 筆、15,699 m² 単価は 12,000 円です。 番号 38 計 6 筆、19,422 m² 単価は 16,000 円です。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤誠喜副委員長より報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>10 月 19 日に、202 会議室で 7 名中 5 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、</p>

	本総会に提出しております。
議長	<p>ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	先月総会で審議した農振除外の工場増設の件について、その後の状況について、分かる範囲で教えてください。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>最初、説明会のお話は地元集落から出てまいりまして、その説明会が 10 月上旬に行われました。</p> <p>その時に会社側から増設部分、今の建物の奥側、現在田んぼのところですが、そこに建てるということで説明をいろいろ申し上げたところでありまして、この会場でもお話しなりましたけれども、ある工程で相当きつい臭いが出るということで、その場で増設以前に臭気をどうにかならないかと説明会の中で出てまいりました。会社側でもお答えはしたんですけれども、お答えの仕方として、苦情があったということを知らないという説明に終始してしまったところもあって、特に福祉施設などもあって、そこでは、できた時から相当会社の窓口に行って、何とかならないかと言ってたんですけれども、説明会に来た上部の方には伝わっていないという状況がありまして、その辺も含めて、あと東南アジアの方から作業する方、雇用しておりますけれども、その方が来るといったような説明でありますとか、そういうことがまったくされていないということで、会社の経営方針でありますとか社員教育でありますとか、そういったものについていろいろ苦言をいただいたという状況になりました。</p> <p>結論を申し上げますと、まずは増設よりも今の臭気対策をきちんとしてもらわない限りは、この話は前には進められませんという集落のご意見がありました。</p> <p>それを受けまして、会社側でも、臭いが出る工程が午後からになるそうなんですけれども、脱臭装置をつけるとか、そういうものを検討するというようなことで、その場のお話になりました。そのために、増設については理解を得られないままにその説明会は終わったということで、会社側でもその臭気対策を考え併せて、増設の件を保留しているという状況であります。</p> <p>まずは既存の工場の臭気対策をしっかりとやるというスタンスで、増設については保留の状態ということで、これからどのような対策をするか考え</p>

	<p>ているという状況です。</p> <p>そのため、農振除外ですとかそういった手続きも会社側で保留している状況ですので、手続きには入らず、その結果をみて手続きを進めるということで、現在そういった状況になっているというところであります。</p> <p>その他近隣の集落の区長さんにも、産業創造係を通じて説明会の打診がいったということでもありますけれども、産業創造係とどこまで話になっているのかははっきりしていないんですけれども、一つの集落に関しては、区長さんから集落説明会まではいらないのではないかというようなお話をいただいたということでしたけれども、もう一つの集落の方は、 (これから産業創造係に何うとの発言あり)</p> <p>というような状況です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>今野委員よろしいでしょうか。</p> <p>他に皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで10月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>